

教員採用試験に関する「よくある質問」 Q & A

○ 受験資格について

Q 1 中・高の保健体育を受験する場合、中学校と高等学校の両方の免許状が必要ですか。

A 1 片方の免許のみで受験が可能ですが、中学校・高等学校両方の免許状を所持していることが望ましいと考えています。

Q 2 大学を卒業し、平成31年3月に大学院の修了見込みの場合は「新卒」ですか。「旧卒」ですか。

A 2 「新卒」となります。

Q 3 現在、1種免許状を所有しており、専修免許状を取得見込みです。願書にはどちらを記入したら良いですか。

A 3 1種免許状を記載し、更に専修免許状の取得見込みも記載してください。

Q 4 平成29年度から仙台市内の常勤講師として任用されています。本年度末まで常勤講師として24月の任用経験が見込まれますが、教職経験者特別選考へ出願することはできますか。

A 4 教職経験者特別選考に出願することができるのは、出願時に講師等として勤務していて、平成25年4月1日から出願期間の最終日（平成30年5月10日）までに通算24月以上の常勤講師等の経験がある者としております。したがって、今年度の任用の見込みでは、講師経験者であっても教職経験者特別選考での出願はできません。

Q 5 講師経験者で、常勤講師として24月以上の勤務歴がありますが、一般選考で受験することは可能ですか。

A 5 可能です。一定の条件を満たし、かつ所定の証明書を提出することで教職経験者特別選考での受験資格は得られますが、条件を満たしていても、一般選考で受験することは可能です。その際には、出願に際して「選考種別」の欄において「1一般・一般選考」を選択してください。

Q 6 平成28年、29年度は常勤講師をしていましたが、現在は講師をしていません。教職経験者として出願できますか。

A 6 出願時に宮城県内・仙台市内の国公立学校の教育職（常勤講師・非常勤講師等）として勤務していることが条件になります。

Q 7 昨年度まで常勤講師を24月以上経験があり、今年度市町村立小学校において非常勤の生徒指導支援員として勤務していますが、教職経験者特別選考に出願することはできますか。

A 7 選考要項では注釈で、「非常勤講師については、採用条件として教員の免許状の所有を定めているもの」とあります。生徒指導支援員については、教員免許の所有を採用条件として定めておらず、教育職員に該当しないと考えられることから、教職経験者特別選考での受験はできません。

Q 8 平成28年、29年に年度をとおして常勤講師をしていましたが、現在は非常勤講師をしています。教職経験者特別選考受験者として出願できますか。

A 8 教職経験者特別選考の出願要件として、出願時に常勤講師、非常勤講師等として勤務しており、平成25年4月1日から平成30年5月10日までに常勤講師等の経験が通算24月以上ある者としておりますので、教職経験者特別選考での出願が可能です。なお、出願に際して「人物証明書」の提出が必要となりますので、御注意ください。

Q 9 教職経験者特別選考の講師歴の通算の仕方を教えてください。

A 9 講師歴の通算方法は、次のようになります。

① 66講師、通年の代替養護教諭の任用期間は12月とみなします。

例えば、66講師の場合、平成29年4月1日から平成30年3月30日までの任用となり、通算して12月となります。

② 65講師、5月1日任用の代替養護教諭の期間は11月とみなします。

例えば、65講師の場合、平成29年5月1日から平成30年3月30日までの任用となり、通算して11月となります。

③ 66講師、65講師以外の任用期間については、それぞれの任用期間を合算し、(合算した日を月に換算する場合は、30日をもって1月に換算する。)1月に満たない端数日は、1月に切り上げます。なお、通算にあたっては、年度や任用種別を分けません。

例えば、平成28年度に研修代替として3月、平成29年度に育休代替として10月任用された場合、通算13月の講師経験歴となります。

また、平成28年度に病休代替を1月と10日、平成29年度に育休代替講師を3月と25日任用された場合は、通算4月と35日となり、30日で1月と換算して5月と5日。端数は切り上げるため、6月の講師経験歴となります。

Q 10 私立学校の常勤講師は教職経験者の対象となりますか。

A 10 選考要項では、国公立学校の講師等経験としているため、私立の常勤講師として勤務されている場合、教職経験者特別選考での出願はできません。

○ 電子申請について

Q 1 1 自分のパソコンが電子申請に対応しているか確認できますか。

A 1 1 電子申請に対応しているブラウザは、「みやぎ電子申請サービス」の「動作環境について」で確認できますが、Internet Explorer 以外では不具合を生じることがありますので、電子申請の際は、必ず Internet Explorer を使用してください。

なお、教員採用の電子申請では、履歴書の添付、出願者名票の受信等がありますので、電子申請は携帯電話、スマートフォンではなく、印刷が可能な環境にあるパソコンでおこなってください。

Q 1 2 手順どおりに進めているのに、うまく進めません。どうすれば良いですか。

A 1 2 電子申請サービスヘルプデスク(0120-46-0688)へご連絡ください。
(受付時間：平日午前9時～午後5時)

Q 1 3 電子申請をしたのですが、誤りなくできたか心配です。確認できますか。

A 1 3 申請入力したデータが県に届くと、登録したメールアドレスあてに、申請到達連絡メールが自動送信されます。また申請をおこなった Web ページの「状況照会」から、申請後の取扱状況を確認することができます。「状況照会」をクリックして、申請者 ID とパスワードを入力してログインし、申請した際の「到達番号」を入力すると「審査中」等の取扱状況の確認が可能です。

Q 1 4 電子申請をしたときの ID、パスワードを忘れてしまいました。どうすれば良いですか。

A 1 4 ID を忘れた場合、申請者 ID の再通知が受けられます。「みやぎ電子申請サービス」の「パスワード変更」をクリックし、さらに「申請者 ID の通知はこちら」をクリックすると、「申請者 ID 通知」画面になります。メールアドレスとパスワードを入力し送信ボタンを押すとメールアドレスあてに再通知のメールが送信されます。

パスワードを忘れた場合には、再登録が必要です。「みやぎ電子申請サービス」の「パスワードを忘れた方」をクリックし、ID・メールアドレスを入力し、再登録用 URL が記載されたメールを受信して、再登録をおこなってください。

なお、一度設定された利用者 ID の変更はできません。

Q 1 5 電子申請をした際に誤って履歴書を PDF ファイルで添付してしまったのですが、受理してもらえますか。

A 1 5 履歴書は Web ページに掲載されている「各種様式」の中から、ワード形式 **一太郎形式** をダウンロードし、必要事項を記入の上、ワードまたは **一太郎** のいずれかの形式で送信することになります。PDF で送信されても、内容に誤りがなければ受理されますが、ワード形式 **一太郎形式** での送信をお願いします。

※一太郎形式での履歴書の添付はできません。

Q 1 6 電子申請において氏名を入力する際に、特殊な文字を入力できない場合には、どのようにすればよいか教えてください。

A 1 6 旧字や外字などで入力できない場合には、入力可能な一般的な文字を入力して申請してください。その上で、プリントアウトした願書・履歴書を手書きで修正し（訂正印押印）、一次選考時に提出してください。

Q 1 7 履歴書の学歴・職歴欄の年月日は、西暦で記載してもかまわないか教えてください。

A 1 7 記入例にならって 和暦で記載 するようにお願いします。なお、「履歴書記入上の注意」に従い、学歴の大学については学部・学科まで正式名称で、職歴の職名については、教諭・常勤講師・非常勤講師、正規職員・臨時職員の区別が明確になるように記入してください。

Q 1 8 免許の修了確認期限はどのようにすればわかるのか教えてください。

A 1 8 平成 2 1 年 4 月 1 日以降に授与された「新免許状」には、免許の取得から 1 0 年間の有効期限が明記されています。平成 2 1 年 3 月 3 1 日以前に授与された「旧免許状」所有者は、生年月日によって修了確認期限が定められています。ご自分の所有する免許状がいつ終了確認期限を迎えるかは、文部科学省の H P 等で確認してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

Q 1 9 加点申請書を電子申請の際に、添付ファイルで送信することはできますか。

A 1 9 できません。加点申請書、名簿登載猶予願い、配慮事項申出書など、郵送の指示があるものは、提出物の送付先（宮城県教育庁教職員課育成・免許班 教員採用担当）まで、郵送での提出をお願いいたします。提出締切日に遅れないようご注意ください。

Q 2 0 人物証明書を電子申請の際に、添付ファイルで送信することはできますか。

A 2 0 できません。人物証明書は現所属長から直接簡易書留（親展）で郵送してもらうこととなります。提出締切日は平成 3 0 年 5 月 1 0 日（木）（当日消印有効）となっています。郵送先は、宮城県教育庁教職員課育成・免許班宛となります。

Q 2 1 電子申請で申請した内容を修正する場合には、どのようにすればいいのですか。

A 2 1 教職員課育成・免許班（022-211-3637）へお問合せください。

申請内容に修正が必要になった場合は、電子メールで修正（補正）をお願いする連絡を差し上げます。その後申請をおこなった Web ページの「状況照会」をクリックし、申請者 ID・パスワードを入力してログインして申請データを修正いただきます。表示された申請データの「到達番号」を確認して「詳細」をクリックすると現在の取扱状況が表示されますので、通信欄の「補正内容」を読み「補正」をクリックして申請内容を修正してください。修正後、再度送信してください。

Q 2 2 大学卒業後、教員免許取得のため1年間科目履修生として別の大学へ通いましたが、その場合には大学2の欄に記入すべきか教えてください。

A 2 2 科目履修生として大学に在籍した場合については、大学の欄に入力は不要です。ただし、履歴書の学歴欄に明確に記入してください。

Q 2 3 結果通知の発行についてメールが届いたので、確認しようとしたのですが、システムにログインできなくなってしまいました。どのようにしたらよいでしょうか。

A 2 3 みやぎ電子申請システムは宮城県と各市町村で共通のシステムとなっています。申請先が「宮城県」となっているか、再度ご確認ください。（別の自治体が選択されていても画面が全く同じのため誤りに気づかないことがあります。）
なお、申請時に利用した利用者 ID は結果通知発行通知メールに記載されていますので誤りがないかご確認ください。

○ その他

Q 2 4 受験会場を教えてください。

A 2 4 第1次選考の筆記試験は、要項に記載されている会場のうち、受験校種ごとに分かれて受験することになります。実際にどの会場を受験するかは、出願者名票を送信する際に受験番号と受験会場を付して返送します。

Q 2 5 中・高保健体育で出願しましたが、選択種目の変更はできますか。

A 2 5 できません。

Q 2 6 美術で受験しましたが、中学校と高等学校の校種は選べますか。

A 2 6 第2次選考の個人面接の際に希望調査はしますが、採用時に希望どおりになるとは限りません。